

(3) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの（令和6年3月31日までに2年以上従事する見込みの者を含む。）

(4) 学校教育法に基づく大学若しくは専修学校の専門課程（修業年限4年以上のものに限る。）において精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目（以下「基礎科目」という。）を修めて卒業した者（令和6年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）、学校教育法による大学院において基礎科目を修めて修了した者（令和6年3月31日までに修了する見込みの者を含む。）又は大学において基礎科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、法第7条第2号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等（以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

なお、基礎科目は次のとおり（科目省令第2条に掲げる科目）であること。

- ① 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
- ② 現代社会と福祉
- ③ 地域福祉の理論と方法
- ④ 社会保障
- ⑤ 低所得者に対する支援と生活保護制度
- ⑥ 福祉行財政と福祉計画
- ⑦ 保健医療サービス
- ⑧ 権利擁護と成年後見制度
- ⑨ 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
- ⑩ 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
- ⑪ 精神保健福祉援助演習（基礎）

(5) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は専修学校の専門課程（修業年限3年以上のものに限る。）若しくは各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限3年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う課程又は通信による教育を行う課程を卒業した者を除く。）であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(6) 学校教育法に基づく短期大学、専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）又は各種学校（学校教育法第90条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(7) 社会福祉士であって、精神保健福祉士短期養成施設等において6月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(8) 学校教育法に基づく大学を卒業した者又は精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第1条第3項で規定する者であって、法第7条第3号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(9) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）又は施行規則第1条第6項に規定する者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(10) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は施行規則第1条第9項に規定する者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

(11) 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において1年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和6年3月31日までに修得する見込みの者を含む。）

6 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア すべての受験者が提出する書類等

(ア) 受験申込書 施行規則様式第1により作成するとともに、これに記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、住民票）に記載されている文字を使用すること。

(イ) 写真 受験申込前6月以内に脱帽して正面から撮影したパスポート（旅券）サイズ（縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル）のものとし、その裏面には氏名を記載すること。

イ 社会福祉士である者であって、試験科目の免除を申請するものが提出する書類 社会福祉士登録証の写し

ウ 5の(1)に該当する者が提出する書類 大学等の長の発行に係る卒業証明書（学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者にあつてはこれを証する書面）若しくは修了証明書及び指定科目履修証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書及び指定科目履修見込証明書を提出した者にあつては、令和6年4月12日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書及び指定科目履修証明書を提出すること。

エ 5の(2)又は(3)に該当する者が提出する書類 短期大学等の長の発行に係る卒業証明書及び指定科目履修証明書並びに勤務先等の長（所属長等）の発行に係る実務経験証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）又は実務経験見込証明書（提出が必要な場合の実務経験申告書を含む。以下同じ。）

なお、実務経験見込証明書を提出した者にあつては、令和6年4月12日（金曜日）までに実務経験証明書を提出すること。

オ 5の(4)、(5)、(6)又は(7)に該当する者が提出する書類 精神保健福祉士短期養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、令和6年4月12日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

カ 5の(8)、(9)、(10)又は(11)に該当する者が提出する書類 精神保健福祉士一般養成施設等の長の発行に係る卒業証明書若しくは修了証明書又は卒業見込証明書若しくは修了見込証明書

なお、卒業見込証明書又は修了見込証明書を提出した者にあつては、令和6年4月12日（金曜日）までに卒業証明書又は修了証明書を提出すること。

キ 第1回から第25回までの精神保健福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者（法附則第2条の規定により受験票の交付を受けた者及び卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書の提出により受験票の交付を受けた者であつて、卒業証明書若しくは修了証明書、指定科目履修証明書又は実務